

保育所等入所に関する確認書

※確認事項をお読みになり、全ての□に✓を付け、下記太枠内に日付と署名をお願いします。

番号	確認事項	チェック
1	「令和8年度保育所等利用のご案内」の内容を理解し、申込みします。 希望園は保護者自身が保育園等を選択し、申込みします。	☐ はい
2	「令和8年度保育所等利用のご案内」のP.16～17「保育所等入所選考基準」を理解し、申込みします。	☐ はい
3	利用調整の順位や内定者数、他の申込者の指数についてはお答えしていません。	☐ はい
4	選考結果は、4月1次は1月上旬、4月2次は2月下旬を予定しております。また、5月以降の選考については、前月20日前後に選考会を実施し、25日ごろを目安に通知いたします。 電話でのお問い合わせはお断りしています。	☐ はい
5	申込後に申請内容（家族構成、住所、就労内容等）が変更になった場合は、至急手続きが必要です。	☐ はい
6	希望園変更等申込内容の変更は、各月の設けられた申請期日まで受け付けます。 締め切り以降の変更については、次月以降（4月1次の場合は2次選考）に反映されます。	☐ はい
7	入所希望月時点の情報で申請し、入所内定及び入所直後の退職、転職、就労日数、時間の減少は内定取り消しまたは退所になる場合があります。	☐ はい
8	【入所内定後に注意して頂きたいこと】 ・入所内定後に辞退する場合は減点となります。 また、内定を辞退した場合は、その施設の入所希望は取下げ扱いとなり、減点となります。 （希望している園が入所を辞退した園のみの場合は、申込み自体が取下げとなります。） ・転園を希望する場合も原則減点となります。	☐ はい
9	【保育料について】 保育料については、入所内定後、3月下旬頃に送付する「綾瀬市保育料決定通知書」をご確認ください。事前に保育料を確認したい場合は、「令和8年度保育所等利用のご案内」のP. 30「15 保育料について」をご確認ください。 電話・窓口でのお問い合わせはお断りしています。	☐ はい
10	申請中に、市外へ転居した場合で継続して綾瀬市の園を申し込む場合は、転居先の市町村で再度申し込み手続きが必要です。（申請の取下げをする場合は電話で承ります。）	☐ はい

★該当する項目のみ確認をしてください。★

番号	確認事項	チェック
1	【育児休業を取得している場合】 入所翌月14日までに必ず元の職場で就労を開始します。 復職後は必ず申込時と同じ職場・同じ就労条件で就労します。 就労時間の減少や、職場が変更されている場合は、内定取り消しまたは退所になる場合があります。 ※就労開始後は、復職日が書かれた就労証明書を復職後2週間を目安に提出いただけます。	☐ はい
2	【小規模保育施設の卒園後について】 「令和8年度保育所等利用のご案内」P. 1「〇小規模保育施設の卒園後について」を理解し、連携施設への入所定員が超過した場合には連携施設への入所ができない場合があることを理解した上で小規模保育施設（ぼとふ綾瀬・ぼとふ寺尾中・綾瀬こっこ保育園）を希望します。	☐ はい
3	【市外の保育所等を申し込みする場合】 ・申込をする施設の所管市区町村に、締切日、申込条件、必要書類等を確認し、申込みします。 ・市外の保育所を希望している場合は、申請している市区町村の結果受理後に結果を通知するため、通知が遅くなることがあります。 綾瀬市と市外の保育所等の申込をした場合、全ての結果が出てからの通知となります。	☐ はい

保護者 署名欄	上記事項について確認し了承しました。
	令和 年 月 日 保護者（申請者）氏名

（綾瀬市役所保育課保育・学童担当）直通番号：0467-70-5615